

Title	西ドイツ株式法における会社役員側による議決権代理行使
Sub Title	Verwaltungsstimmrecht in deutschen AktG 1965
Author	加藤, 修(Katō, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.6 (1973. 6) ,p.86- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730615-0086">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730615-0086</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

西ドイツ株式法における

会社役員側による議決権代理行使

加藤 修

一 序言

二 西ドイツにおける学説展開

- ①学説の出発点
  - ②国家株式局について
  - ③銀行等の信用機関経由は回り道との説
  - ④無記名株式が一般的である点について
  - ⑤西ドイツ株式法二三五条、一三六条との関係
- 三 結語

一 序言

小株主の多くは、みずから積極的に株主総会に出席し、自分の意見を表明して、議決権を行使しようとしなのが普通である。そこ

で、それらの人達の意向を株主総会に反映させ、総会が一部の株主に支配されないようにするために、議決権代理行使の制度が工夫されている。西ドイツ一九六五年株式法における寄託議決権 (Depositiermacht) は、そのような制度の一つである。西ドイツにおいては、無記名株式が主流であり、株主は、無記名株式株券を銀行等の信用機関に寄託し、信用機関は、書面による代理権授与を受け、株券を寄託した株主にかわつて議決権行使をすることが一般的に行なわれている (西ドイツ株式法一三五条一項)。その場合、信用機関は、株主総会招集のための通知を会社より受け得ることになつており、通知を受けた信用機関は、その通知を遅滞なく株主に転送しなければならぬ (株式法二二五条一項、二二八条一項)。信用機関が株主総会において

株主のために議決権を行使しようとするとき、信用機関は、議事日程の各目的事項について株主の利益を斟酌して、どのように議決権行使をするかの自己提案を株主に通知し、さらに、株主に指図を求めなければならない。そして、株主が適時に指図しなければ、信用機関は、自己の提案に従つて議決権行使する旨の指示をしなければならない。また、信用機関は、株主が空欄補充により指図することができるような方式用紙を添付しなければならないことになつてゐる(株式法二二八条三項)。以上が西ドイツ株式法における寄託議決権制度の概要である。ところで、西ドイツにおいては、他方において、代理権能と委任状という書面が結びついたアメリカ法上のプロクシー (Proxy) 制度を念頭において、銀行等の信用機関による寄託議決権制度のかわりに、会社役員 (Verwaltung) ないしは会社役員の影響のもとにある従業員等による議決権代理行使制度の導入を提案する論者がある。そして、論者のある者は、右のような制度は現行西ドイツ株式法上においても適法に導入し得るとしている。これが、西ドイツにおいて Verwaltungsstimmrecht あるいは Verwaltungsvollmacht という表現のもとで論じられてゐる問題である。この問題を本稿において論述・紹介しようとする理由は、それにより、西ドイツ株式法における寄託議決権の問題点とそれに関連する西ドイツ株式法上の基礎構造が、従来とは若干違つた観点から明らかにされ、第三者による議決権行使という一般の課題解明への有意義な寄与となり得ると考えるからである。なお、西ドイツ株式法における寄託議決権およびそれと密接に関連する議決権行使のために

西ドイツ株式法における会社役員側による議決権代理行使

する資格譲渡の問題を詳細に論述する我が国の文献としては、すでに、大隅・株主の議決権行使のためにする「資格譲渡」(一)、(二)・法学論叢二三巻三号一〇六頁以下、同四号九五頁以下、保住・ドイツにおける寄託議決権制度について・明治大学法制研究所紀要二号八三頁以下、菱田・株主の議決権行使と会社支配一八四頁以下、正亀・西ドイツにおける寄託議決権・民商法雑誌六〇巻三号三頁以下の諸稿がある。

## 二 西ドイツにおける学説展開

①学説の出発点 銀行等の信用機関による寄託議決権制度に基づく議決権代理制度にかわつて、新しい議決権代理行使制度導入を意図する背後には、次のような思慮があることに注目する必要がある。すなわち、従来の寄託議決権制度によると、ある銀行とその寄託株主との間に利害対立がある場合に、銀行が自己の利益のほうに優先権を与える危険があり<sup>(1)</sup>、また、寄託議決権により銀行が株主総会決議に相当な影響を及ぼし、それにより会社役員たちにも影響力を持ちうる可能性があるが、それらを避けるために、何か他の合理的かつ合目的の制度が考えられるのではないかとすることがその一つであらう。さらに、寄託議決権制度は、企業集中(コンツェルン形成)を助成し、より一層銀行における力の集中を強化し、この制度を維持していくことは、現在のところ政治的に好ましくなく、場合によっては、銀行営業および企業経済をおびやかすはじめる政治的な爆発物となりかねないという指摘も挙げることができ<sup>(4)</sup>る。これに

対して、従来の寄託議決権制度を擁護し、新制度の導入に反対する論者の基礎としている認識は、寄託議決権制度以外の代替物を考える余地がないという点にある。<sup>(5)</sup> すなわち、西ドイツ一九六五年株式法に関する政府草案理由書によれば、現行寄託議決権制度の狙いは銀行による議決権の行使を阻害することではない。その経験と専門知識とを基礎として、銀行は株主の権利行使に際して株主に忠言を与えかつそれを援助するに特に適している。現在のところ、かような職務を銀行と同じような方法で満たし得る場所は存在しない。新規制の目的はむしろ会社の理事者を従来より以上に株主のコントロール下におき、かつ銀行が議決権を自己の利益のために行使したという疑惑から銀行を解放することである<sup>(6)</sup>とされている。また、学説上の多数説も、銀行は、議決権行使に際して、株主に助言を与え株主を援助するのに特に適任であるとしている。<sup>(7)</sup> さらに、アメリカ法流のプロクシー制度には、利害衝突の危険が強度にあり、株主にとつては「中立的な代理人」が適切であり、その役割を果たすように銀行は運命づけられているのだとの指摘もある。<sup>(8)</sup> あるいは、現行寄託議決権制度は、大体からいえば、多くの大衆株主の議決権行使に關する成功した規制とみなされなければならず、その規制は、アメリカにおいて一般に受け入れられているプロクシー制度より疑念があるかに少なく、沈黙している多数者を動員するという目的を満足させているとの理解もある。<sup>(9)</sup> 以上述べたように、新制度の導入に賛成する者と反対する者の出発点には相当な見解の相違があるが、以下の部分において、この相違を踏まえながら、本稿の目的に關連す

るそれぞれの論拠をさらに論述・紹介したいと思う。

② 国家株式局について 現行西ドイツ株式法上、寄託議決権制度にかわる代替物はないとの意見に關連して、株主総会に出席して自分の意向を総会に反映させることに興味をもたない大衆零細株主にかわつて、その議決権を代理行使するところの国家株式局 (Staatliche Aktienfonds) のようなものを考案してはどうかという提案を、本論から若干はずれるかもしれないが、参考になる点もあるので、ここで検討しておきたい。さて、右のような提案には反対が多い。すなわち、その種の官庁は、現在の西ドイツの経済秩序と調和しなく、<sup>(10)</sup> そのような規程は、議決権の奪取に匹敵し、社員権への干渉を意味し、西ドイツの会社秩序が基づいているところの基礎を侵害するであろうとされる。<sup>(11)</sup> さらに、そのような官庁においても、株主との利害衝突は、銀行による議決権代理の場合と同じくらい少しか排除されなく、しかも、たとえば、国家が価格騰貴と戦つているのに、株主たちが配当金を請求している場合、今日の制度よりも多くの危険な衝突が生じ得るとも批判される。<sup>(12)</sup>

③ 銀行等の信用機関経由は回り道との説 銀行等の信用機関による寄託議決権にかえて、アメリカ法流のプロクシー制度を念頭においた会社役員側による議決権代理行使制度すなわち Verwaltungsstimmrecht あるいは Verwaltungsvollmacht を提唱する者によれば、そのような信用機関たとえば銀行を株主の議決権代理行使のた

めに介在させることは余分な回り道であり、場合によつては、株主の利益ではなく自分の利益をはかる可能性をもつ銀行は中間挿入物であつて、それを脱落させてもかまわないとされる。すなわち、銀行は、小株主の多数の休止状態にある議決権を寄託議決権というかたちで行使できるわけであるが、これは、銀行と株主の利害対立ではなく、両者の利益の平行というものに通じ得る。その場合に、会社の役員側と銀行との利益はこれまた実は平行しているのだから、銀行を介入させて議決権代理行使をさせることは、回り道で不必要であり、むしろ除去する必要があるというわけである。<sup>13)</sup>だから、みずからは積極的に活動しない株主の議決権は、直接に会社役員に帰するようによればよく、ここでは、事実上のアメリカにおけるプロクシーと類似したテクニック形成が問題になるとしている。<sup>14)</sup>銀行經由の議決権代理行使が回り道であるとの立場は、さらに次のように主張する。すなわち、株主総会において、会社役員側は自分たちがした企業活動につき報告を、そして、自分たちが作成した提案に株主が賛成するようにと懇願するわけである。株主総会における議決は、会社役員側より提出された提案を承認するか否決するかというかたちでなされる。それゆゑ、会社役員みずからが、株主の同意を得ようと努力し、銀行經由という回り道をしないで、直接自分で株主を代理しようとするほど都合なものは他にはない。とはいつても、株主の議決権は、もちろん役員構成員それ自身によつて代理行使されるわけではなく、役員側の意のままになる適当な他の従業員を通じて代理行使することになる。というのは、西ドイツ株式

西ドイツ株式法における会社役員側による議決権代理行使

法一三六条の議決権排除に関する規定違反の疑い为了避免るためであると主張するのである。<sup>15)</sup>右の点に関連して、次のようにも主張されている。すなわち、小株主の議決というものは、選択ではなく喝采であり、小株主は、国家における市民と似て、会社役員に賛成したり反対したりするのであり、自分の寄託銀行に賛成したり反対したりするわけではない。<sup>16)</sup>会社役員に賛成する者は、その旨を大会社においてではできるだけ摩擦なくそして機械的に同意というかたちで表明できるようにすべきである。会社役員に反対する者は、会社役員側と対立する反対者グループ（株主の集団など）に与するか、離れるかあるいは静かにしていなければならないという主張である。<sup>17)</sup>つまり、この主張は、会社経営者に賛成か反対かの一般投票としての *Verwaltungsstimmrecht* ないしは *Verwaltungsvollmacht* という理解をしているわけである。<sup>18)</sup>しかし、それは、会社役員に同意を与えている株主のみその同意を表明する可能性を与えるものであつて、会社役員に従う気持のない株主からその議決権を排除してしまいかねないと批判されている。<sup>19)</sup>

④無記名株式が一般的である点について、プロクシー制度を前提にして、会社役員側で議決権代理行使できるようにする制度を導入しようとすることは、西ドイツにおいては無記名株式が採用されているのが通例なので、困難であるとの立場がある。すなわち、アメリカにおけるプロクシーの発展は、同国において、ほとんどすべての株式が記名株式であるという事情により助成されている。つま

り、記名株式であることにより、会社と株主の間での直接的接触が可能だから、株主総会に株主が欠席するような場合には、会社は、そのような直接的接触の機会を利用して、自分に代理権を与えるようにさせたのである。ところが、西ドイツにおいては、無記名株式が通例であるから、会社と株主の直接的接触ができないので、プロクシーのような制度を借用することはむずかしいというわけである。<sup>(20)</sup>このような考え方に對しては、無記名株式が主流であることは何んの妨げにもならないと反論される。すなわち、会社・株主間の交渉連絡は、現に、株券寄託銀行を通じて摩擦なく行なわれていゝる。だから、新制度を導入しても、寄託銀行が委任代理権書式を会社の費用で寄託顧客に送付し、寄託銀行が顧客の委任代理権をとり集めて会社へと送付するか、あるいは、銀行が一人の代理人を使つて、株主総会において口頭で、委任代理権とり集めの結末を株主の名をふせて伝えることにより、会社と株主の接触は可能である。さらに、そのような銀行を通すという手続を踏むことにより株式所有の無名性・匿名性は、あくまでも保持されるとしている。<sup>(21)</sup>

⑤西ドイツ株式法一三五条、一三六条との關係 本稿において問題としている会社役員側による議決権代理制度導入賛成論者は、現行西ドイツ株式法上においても、法律改正なくして、導入可能だとしている。すなわち、現行株式法には、会社またはその機関ないしはその従業員が他人の議決権を行使することを禁止するなんらの規定もないとしている。それに対しては、現行株式法は、不活動状態

にある議決権を株主総会において代理させるための一定の規制を持つていゝる。その役割を果すのは、信用機関といわゆる営業的行為者、つまり、総会における議決権の行使を株主に対して營業的に勧誘する者等であつて(西ドイツ株式法一三五条一項、九項、会社役員側は予定されていない。<sup>(24)</sup> 会社役員側が、プロクシーコミッティ (Proxy committee) のようなものを前面にだしてきても、それを西ドイツ株式法一三五条九項三号の營業的行為者と解することはできない。なぜなら、その規定で問題になつていゝる營業性 (Geschäftsmäßigkeit) は、ある特定しない場合のために議決権代理を申し込むことを前提としていゝるのに対し、会社役員側に立つプロクシーコミッティのようなものは、これこれのためにというように特に形成された機関で、「利己主義的」な目的に奉仕し、「利他主義的」ではないから、株式法一三五条九項三号が予定してゐる制度とは考えられないからである)と主張されていゝる。<sup>(25)</sup> つぎに、西ドイツ株式法一三六条一項が、利害關係衝突のある一定の場合に議決権代理行使を許さない旨規定してゐるが、今ここで問題にしてゐる会社役員側による議決権代理行使は、この規定の趣旨からしても不適法であると主張される。<sup>(26)</sup> すなわち、取締役会ないしは監査役会構成員による議決権代理行使は、なるほど完全に排除されてはいない。といゝるのは、西ドイツ株式法一三四条三項は、委任代理人による議決権行使を認めており定款によつて禁止されないかぎり、個々の取締役会ないし監査役会構成員による議決権代理行使も適法だからである。しかし、ここで議論の対象となつてゐる会社役員側による議決権代理行使制

度は、個々の役員構成員による委任代理というにすぎないのではなく、実は、当該会社の株主のコントロールを受けることなく、企業管理者の側によつてのみあやつられるところのもつぱら議決権代理行使のために形成されたブロック・コミティのような委員会による議決権の委任代理と評価できる。議決権の代理行使というものは、株主の純正でしかも独立したコントロール機能を保障するために、右のような立場にない第三者によるかぎりにおいてのみ可能なのだから、やはり、西ドイツ株式法上 Verwaltungsvermögen ないしは Verwaltungsvollmacht は、不適法であると主張するのである。<sup>(27)</sup>ところで、次のようにも主張されている。すなわち、西ドイツ株式法一三六条三項によれば、会社、会社の取締役会もしくは監査役会の指図に従つて、議決権を行使すべき義務を株主が負う趣旨の契約は無効であり、会社の取締役会または監査役会の時々の提案に賛成表決すべき義務を負う趣旨の契約も無効であると規定されている。なるほど、この規定は、いわゆる拘束株式の議決権においてのみ規制している。しかし、この規定は、できるかぎり厳格に監査役会・取締役会と株主總會の間で権限分配をするのだとの株式法上の原則を表明したものと考えられる。西ドイツ株式法においては、権力および機能分立が首尾一貫してつらぬかれているのであり、つまり、現行株式法は、共通の利益追求のためにお互に連絡をとりあうけれども、まさにコントロールと監督という問題において対立する諸権力を釣合わせようと努力しているのである。それに対して、ブロック・制度を受け入れているアメリカ法においては、統

西ドイツ株式法における会社役員側による議決権代理行使

一的な権力行使がころざされており、元来はつきりとお互に分離された権限を一樣化することが行なわれている(director と officer が同一人であつたり、あるいは board と management が融合している)。このように厳格な権力分立を知らないアメリカ法においては、役員側それみずからに議決権代理行使を委ねることも理解することができる。西ドイツ株式法においては、株主總會の意思形成に望ましからぬ影響を及ぼすことを撃退しようとする。会社内部における権力分配と矛盾するこのような影響力波及は、契約による議決権拘束の場合(西ドイツ株式法一三六条三項)だけでなく、株主に対して認められたコントロール権能および監視権能を、一方的に会社役員側の利益を代弁するある機関にまかせられる場合にもあり得ることである。株主のコントロール権能および監視権能に関するかぎり、会社役員側による株主への影響力行使は禁止されているから、会社役員そのものにかわつて、役員利益をはかる中間的な組織がくみこまれたとしても、それは何んの差異ももたらさない。以上のように考へて、Verwaltungsvermögen ないしは Verwaltungsvollmacht という会社役員側による議決権代理制度を導入することは、現行法上、不適法であると主張しているのである。<sup>(28)</sup>さらに、取締役会により生みだされたアメリカのブロック・コミティのようなものにより、監査役の選任がなされることは、取締役会を監視する機関の構成に取締役会が影響力を及ぼすことであり、このことは、会社内部における権限分配制度に矛盾し、不適法であると主張される。<sup>(29)</sup>なお会社内部の権限分配に関連して、寄託議決権を行使する銀行等の信

用機関は、会社の機関でないため、会社内部の権限分配のバランスをくずすようには関与しないとも指摘される。(82) それらに対して、役員側による議決権代理制度導入賛成論者は、次のように反論する。すなわち、右のような制度の導入は、会社役員に賛成して交付された株主の議決権が、会社役員自身により代理されるのかそれとも第三者により代理されるのかは、会社役員との地位ならぬ差異ももたらさない。株主が会社役員に賛成して議決するかあるいは反対して議決するかを決定する自由は、完全に侵害されないままでいるからである。さらに、右のような制度を導入すると、会社役員が、株主および論駁者と直接に対決することになるから、会社役員は、従来以上によく詳細に自分の株主総会における提案を理由づける必要にせまられ、自分の提案に対する批判に反論するためにより多く骨折らなければならなくなる。このようにして、事態は正しい方向に向けられるというわけである。(81)

(1) von Hippel, zur Problematik des Aktionärstimmrechts, Festschrift für Max Rheinstein, Bd. II 1969, S. 1090. 銀行と株主の利害対立については、正倉・前掲民商法雑誌六〇卷三十八頁以下に詳細を参照せよ。

(2) Immenga, Verwaltungsvollmacht oder Bankensimmrecht?, Blick durch die Wirtschaft vom 6. August 1969, S. 5. 編集部による参照。

(3) von Hippel, a. a. O., S. 1091.

(4) Vallentin, Banken wollen nicht mehr Schutzschild sein. Die

Zeit vom 11. Juli 1969, S. 34.

(5) Immenga, a. a. O., S. 5.

(6) 慶應義塾大学商法研究会訳・西独株式法「三三三頁」Aktiengesetz zusammengestellt von Kroppf, S. 195. Godin-Wilhelm, Aktiengesetz 1967 (3. Aufl.) Bd. I, S. 740 の部分を用いている。

(7) Baumbach-Hueck, Aktiengesetz 1968 (13. Aufl.) S. 440.

(8) Huppert, Perspektiven für das Depotstimmrecht der Banken, BB vom 28. Februar 1970, S. 221 Anm. 1 の中引用されている Commerzbank の報告書。

(9) Gadow-Heinichen et al., Aktiengesetz (Großkommentar) 1972 (3. Aufl.), S. 1142.

(10) Möhring, Proxy-Stimmrecht und geltendes deutsches Aktienrecht, Festschrift für Ernst Gieseler 1971, S. 137.

(11) Vallentin, a. a. O., S. 34 Immenga, a. a. O., S. 5. 株式会社における共同経済的観点を顧慮して特別の機関を議決権代理行使のためなくみられることは、株式会社における私法的性格が破壊されることとなるから、否定するべき旨を指摘する。

(12) von Hippel, a. a. O., S. 1093. 本誌「寄託議決権の代替物について」の文を参照せよ。 von Hippel, a. a. O., S. 1092 以下参照せよ。

(13) Wiethöfer, Interessen und Organisation der Aktiengesellschaft im amerikanischen und deutschen Recht 1961, S. 334, S. 335.

(14) Wiethöfer, a. a. O., S. 334.

(15) Vallentin, a. a. O., S. 34. 西独株式法「三六条」については後述のとおりである。また、Immenga, a. a. O., S. 5. は、取締役会によって株主の議決権が現実には代理されることにより会社自身に議決権がまかされるべきと、 Verwaltungsvollmacht について、 Vallentin は「同書」において

て、もちろん、株主みずからが株主総会に出席し、あるいは、代理人を派遣し、株主の集団ないしは寄託銀行に委任代理する可能性を保持しなければならぬ旨も指摘する。ところが、Valentin は、その論述の中で、アメリカのプロキシ制度につき明示的には言及しない。しかし、彼がプロキシ制度を一つの模範と考へていたことは否定できない。

- (19) Wiehölter, a. a. O., S. 335.
- (17) Wiehölter, a. a. O., S. 335.
- (20) Immenga, a. a. O., S. 5 45, 5 47, 5 49, 5 50 に理解す。
- (21) Geßler の前掲 Wiehölter 論文の書評・BB vom 20. Oktober 1961, S. 1136.
- (22) Möhring, a. a. O., S. 129, S. 137. なお、アメリカにおいてプロキシは、株主総会の定足数確保のために必要な技術であったことについて、同書一三六頁参照。
- (21) Wiehölter, a. a. O., S. 335. なお、Valentin, a. a. O., S. 34 は、株主の集団が寄託銀行を通じて役割を果たすことを肯定している。
- (22) Valentin, a. a. O., S. 34.
- (23) Vallentin, a. a. O., S. 34. なお、Mestmacker, Verwaltung, Konzernrecht und Rechte der Aktionäre 1958, S. 94 Anm. 218 に、*「ドイツ連邦私的銀行営業協会 (Bundesverband des privaten Bankgewerbes) の建白書は、プロキシ制度の技術のドイツ法への転用は、もちろん、きざしとしていた。」*
- (24) Immenga, a. a. O., S. 5.
- (25) Möhring, a. a. O., S. 135. なお、Immenga, a. a. O., S. 5, 取締役会を西ドイツ株式法一三五条九項三号の營業的行為者と同じ機能を果たすものとは考へられないとする。
- (26) Möhring, a. a. O., S. 134, Immenga, a. a. O., S. 5, 5 50 に

西ドイツ株式法における会社役員側による議決権代理行使

先に指摘したように、Verwaltungsgestimmrecht 導入論者の Valentin は、前掲書において、役員構成員それ自身ではなくて、他の従業員によつて議決権代理行使がなされることにより、西ドイツ株式法一三六条違反は避けられるとしている。

- (27) Möhring, a. a. O., S. 134. なお、株主のコントロール機能と監視機能について、西ドイツ株式法一一八条、一一九条等参照。
- (28) Möhring, a. a. O., S. 134-135. なお、Immenga, a. a. O., S. 5 45, 5 47 von Hippel, a. a. O., S. 1092 の前掲同書。
- (29) Möhring, a. a. O., S. 134, Immenga, a. a. O., S. 5.
- (30) Möhring, a. a. O., S. 136, S. 137.
- (31) Valentin, a. a. O., S. 34.

### 結 語

本稿において、西ドイツ株式法における会社役員側による議決権代理行使制度すなわち Verwaltungsgestimmrecht というのは Verwaltungsvollmacht に関する諸学説を、五つの項目に整理し、寄託議決権制度と関連をせつ論述してきた。右のような制度導入に賛成する者は、現在のところ西ドイツにおいて少数である。この点については、西ドイツの銀行が議決権代理行使の分野において長年にわたりなしてきてきた実績のつみかさね、および、アメリカのプロキシ制度の欠点に対する西ドイツにおける敵しい評価という側面からも理解できるところである。それにもかかわらず、右のような新制度導入への提案がなされ、しかも、その提案に賛成する Valentin が、寄託議決権制度の要ともいふべき銀行の取締役会構成員であ

ることは注目に価する。いずれにせよ、みずから積極的に株主総会に出席して自分の意見を表明しない株主の議決権、および、大会社における会社運営に関心を持たない小株主の議決権をどのようにに取扱いどのように行使させるかは、日本においても西ドイツにおいても、会社法上の重要問題には変りがない。株主総会に何十万人もの株主が一堂に会することを予定することが、合目的でないことはいうまでもない。さらに、無関心零細小株主と企業支配になみなみならぬ関心を寄せる大株主とが、同一の議決権代理行使に関する規制に服するのも不合理といえは不合理である。そして問題解決のための端緒の一つは、あるいは右のような指摘の中にあるのかもしれないと考える。

(一九七三年四月三日稿)

(付記) 引用文献の一部については、西ドイツ留学中の専任講師坂原正夫君による親切な協力のおかげで、参照することができた。ここに心からの感謝の意を表明したい。